

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う特別休暇制度 の導入に関する電話相談等の実施について

令和2年3月2日
青森労働局雇用環境・均等室

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについて、青森労働局雇用環境・均等室でご相談をお受けいたします。

1 相談対応期間・対応時間

期 間 令和2年3月2日(月)から当面の間
時 間 9:30～17:00(土日・祝日を除く)

2 場 所

青森労働局雇用環境・均等室

青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階

TEL 017-734-4211

fax 017-777-7696

3 対応相談内容

病気休暇等の特別休暇制度の具体的な導入方法等

「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています。

(企業訪問によるコンサルティング、就業規則の整備支援など無料で行います。)

【 担 当 】

働き方・休み方改善コンサルタント